

# 令和5年度特定健診実施率向上対策事業委託企画提案競技実施要領

## 1 目的

データを活用した特定健診の未受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、実施することで特定健診実施率の向上を図る。

## 2 委託の内容

令和5年度特定健診実施率向上対策事業委託仕様書による。

## 3 契約上限額

96,930,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払いにより支払う。

## 4 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

## 5 参加資格要件

- (1) 過去に他自治体等において類似事業を受託し、十分な成果をあげた実績を有する者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 本企画提案競技の公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

## 6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

## 7 スケジュール

- |                     |              |
|---------------------|--------------|
| (1) 公告              | 令和5年2月10日（金） |
| (2) 事前説明会参加申込書の提出締切 | 令和5年2月15日（水） |
| (3) 事前説明会           | 令和5年2月17日（金） |

(4) 質問等の締切	令和5年2月20日(月)午後5時
(5) 企画提案競技参加申込書の提出締切	令和5年2月24日(金)午後5時
(6) 実績調査票提出締切	令和5年2月24日(金)午後5時
(7) 一次審査(書面審査)	令和5年2月28日(火)
(8) 一次審査結果通知	令和5年3月3日(金)
(9) 一次審査通過者の企画提案書の提出締切	令和5年3月10日(金)午後5時
(10) 二次審査(プレゼンテーション審査)	令和5年3月14日(火)
(11) 二次審査結果通知	令和5年3月20日(月)までに

## 8 企画提案競技の方法

### (1) 事前説明会の開催

企画提案競技の実施にあたり、次のとおり説明会を開催する。

日 時：令和5年2月17日(金)午前11時から

方 法：オンライン(Microsoft Teams利用)

説明会に参加を希望する者は、事前説明会参加申込書(別紙1)を提出すること。  
なお、説明会への参加は企画提案競技参加の必須条件とする。

#### ① 提出先

下記12を参照

#### ② 提出期限

令和5年2月15日(水)

#### ③ 提出方法

電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

### (2) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(別紙2)を提出すること。

#### ① 提出先

下記12を参照

#### ② 提出期限

令和5年2月24日(金)午後5時

#### ③ 提出方法

電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

### (3) 実績調査票の提出

企画提案競技に参加を希望する者は、実績調査票(別紙5)を提出すること。

#### ① 提出先

下記12を参照

#### ② 提出期限

令和5年2月24日(金)午後5時

③ 提出方法

電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(4) 一次審査（書面審査）

応募者多数の場合には、実績をもとに一次審査を行い上位3社を選定する。審査の結果は、全ての参加者に対し3月3日（金）までに書面で通知する。なお、一次審査の点数は二次審査には持ち越さない。

応募者数が3社以下の場合には一次審査を省略し、全ての参加者を対象に二次審査を行う。この場合も、全ての参加者に対し3月3日（金）までに書面で通知する。

(5) 一次審査通過者の企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

② 提出書類

ア 企画提案書【原本1部、コピー8部】

・企画提案書には、業務実施方針、業務フロー図、工程計画、委託業務実施体制、類似業務受注実績を明記すること。また、委託事業の実施にあたり県が提供する必要のあるデータの種類及びその提供方法についても具体的に記載すること。

・提出する企画案は、1案のみとする。

・書式はA4判（一部A3判を折り曲げても可）とし、ページ番号を挿入する。

イ 会社概要（既存のもの）【1部】

ウ 見積書（様式任意）【原本1部、コピー8部】

・宛先は、「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

・業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。

・内訳は、税抜き表示を基本とする。

エ 誓約書【1部】

・別紙3により提出すること

③ 提出先

下記12を参照

④ 提出期限

令和5年3月10日（金）午後5時（必着）

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(6) 二次審査（プレゼンテーション審査）

日 時：令和5年3月14日（火）

具体的な時間割については、参加者に別途連絡する。

方 法：オンライン（Microsoft Teams利用）

実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式

- ① 各社の審査順は、企画提案競技参加申込書の提出順とする。
- ② プレゼンテーションは、1社当たり、説明25分、質疑15分とする。

#### (7) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙4）を提出すること。

##### ① 提出先

下記12を参照

##### ② 提出期限

令和5年2月20日（月）午後5時

##### ③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

##### ④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

#### (8) 審査項目

以下の項目について評価を行う。

##### ① 内容構成員

- ・受診行動を促す工夫が含まれ、実施率向上に効果的な提案となっているか。
- ・勧奨通知物（メッセージ）には工夫を加え、独創的なアイデアが盛り込まれているか。また、見やすく分かりやすいデザインであり、実施率向上に効果的なものになっているか。
- ・事業対象市町村の特定健診実施スケジュールに合わせた事業が実施できるよう、計画的な業務スケジュールとなっているか。
- ・効果分析について、項目や内容は適切なものになっているか。また、改善策の提示が期待できる提案となっているか。
- ・事業者ならではの強みを生かした、実施率向上に資する追加提案が含まれているか。

##### ② 運営体制

- ・業務を安定的に実施する上で必要な人材や体制が確保されているか。

##### ③ 経済性

- ・提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。

##### ④ 実績

- ・都道府県又は国保連合会単位での同様の業務について、十分な受託実績及び実施率向上実績があるか。
- ・市町村単位での同様の業務について、十分な受託実績及び実施率向上実績があるか。

か。

#### (9) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。なお、提案者が1者の場合、提案者の得点が満点の6割に達したときは、受託候補者として選定する。

#### (10) 審査の通知

令和5年3月20日（月）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(11) 当該手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(12) (11)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

### 9 契約の方法

(1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等について協議し、合意に達したときは、受託候補者から見積書を徴し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

(2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

### 10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

### 11 その他

- (1) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。

### 12 留意事項

本業務については、宮崎県の令和5年度当初予算が議決となり、4月1日以降で予算

の執行が可能となったときに効力を生じる。この条件が満たない場合には、公募に係る一切についていかなる効力も発生しない。

なお、この場合においても、提案書の作成提出及び本業務の準備に要した費用については、一切補償しないものとする。

### 13 書類提出及び問合せ先

(1) 住 所

〒880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号

(2) 担 当

宮崎県福祉保健部国民健康保険課 運営担当

(3) 連絡先

電話番号：0985-44-2608

ファックス番号：0985-44-2609

メールアドレス：kokuho@pref.miyazaki.lg.jp